

HOPEニュース

2024年12月号



TEL 097-540-7555

◆健康保険証について◆（厚労省サイトより抜粋）

現行の健康保険証が新たに発行されなくなることについて

健康保険証は 12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を
基本とするしくみに移行します。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください



まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、[マイナンバーカードの取得](#)、[マイナンバーカードの健康保険証利用登録](#)を行ってください。
マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーからでもできます。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用としての事前登録は、マイナポータル、セブン銀行のATMでもできます。
現行の健康保険証が新たに発行されなくなった後、マイナ保険証や有効な健康保険証をお持ちでない方は、医療機関・薬局の受診時は資格確認書により資格確認を行います。
マイナ保険証をお持ちでない方については、ご本人の申請によらず、加入する医療保険者から資格確認書が交付されます。
資格確認書については、以下の「資格確認書についてさらに詳しく」よりご確認ください。

資格確認書について （マイナ保険証を使わない場合の受診方法）

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、現行の健康保険証の有効期限内に「**資格確認書**」が無償で申請によらず交付されます。

交付対象者

<申請によらず交付する方>

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・ 令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方（令和7年7月末までの暫定措置）※

<申請により交付する方>

- ・ マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方<更新時の申請は不要>
- ・ マイナンバーカードを紛失・更新中の方

<更新時の申請が不要な方>

- ・ 申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）

資格確認書イメージ

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日
記号 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日 世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名	番号 (枝番) 性別 年齢 負担割合 割 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 印

❖保険者によって様式・発行形態が異なります。

❖有効期限は、5年以内で保険者が設定することとなっています。

❖資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。

ご不明点についても、同保険者にお問い合わせをお願いします。

※75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方（後期高齢者医療制度の被保険者）については、令和7年7月末までの間における暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に対して資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、申請は不要です。

なお、病態の変化などにより、顔認証カードリーダーをうまく使えなかった場合、資格確認書をご使用ください。また、現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能です。

年末年始の対応について

本年も残りわずかとなりましたが、1年の経過がとても短く感じます。

今年も大変お世話になりました。

《年末年始のサポート対応は、下記の通りです》

日 付	時 間	留守番電話対応
12月23日(月曜日)	通 常 9:00~18:00	左記以外の時間
12月24日(火曜日)	通 常 9:00~18:00	左記以外の時間
12月25日(水曜日)	通 常 9:00~18:00	左記以外の時間
12月26日(木曜日)	通 常 9:00~18:00	左記以外の時間
12月27日(金曜日)	通 常 9:00~18:00	左記以外の時間
12月28日(土曜日)	仕事納 9:00~12:00	左記以外の時間
12月29日(日曜日)	休 業	終 日
12月30日(月曜日)	休 業	終 日
12月31日(火曜日)	休 業	終 日
1月 1日(水曜日)	休 業	終 日
1月 2日(木曜日)	休 業	終 日
1月 3日(金曜日)	休 業	終 日
1月 4日(土曜日)	通 常 9:00~18:00	左記以外の時間

■留守番電話の際、緊急事項につきましては恐れ入りますが、「ご伝言」をお願いいたします。

■消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願いいたします。

なお、年内の消耗品等のご注文は、12月20日(金曜日)までにお願いいたします。

■データ退避(バックアップ)は必ず、実施してください。